

旅館業法の施行令の一部を改正する政令案等に対する意見

2016年3月9日

一般社団法人 新経済連盟

シェアリングエコノミーの一形態であるホームシェア（いわゆる「民泊」）は、個人等が有する遊休資産（住居）を活用することにより、経済効果、生産性革命、空き家問題の解消等の各種効果をもたらすことが期待されるものである。しかしながら、本件の「当面の対応」のように簡易宿所の枠組み（旅館業法の枠内）ではホームシェアに対応することはできない。その理由は、以下のとおりである。

- ①用途地域制限により住宅地内にある住居の活用ができなくなる。
- ②旅館業のために定められた各種構造要件を住居に適用することは実態にそぐわない場合がある。
- ③旅館業法の提供義務がかかることにより、質の低いゲスト等であってもホストは宿泊を拒否できないこととなるため、自宅を活用してホームシェアを行うことが困難になる。

厚生労働省と観光庁が共同で開催している「民泊サービス」のあり方に関する検討会において引き続き旅館業法の適用除外を含めた中期的な検討が行われるものと承知している。しかしながら、そもそもホームシェアを含むシェアリングエコノミーは「プラットフォーム」が介在し、レーティングシステム等を提供することによって質の高いサービスが提供される点が大きな特徴である。したがって、旅館業法のように「ホスト」（住居を提供する側）のみに規制を課すことによって安全性等を担保するという従来の発想自体がシェアリングエコノミーになじまないものである。

この点、当連盟は、プラットフォーム・ホストの双方に一定の責任を課すことにより安全性等を担保する仕組みを提案している。そうした点も踏まえ、シェアリングエコノミーの推進という観点から、政府として一体的な検討が行われていく必要があると考える。また、シェアリングエコノミーが既に世界の潮流であることにかんがみ、本年夏から秋までに方針決定という検討のタイムスケジュールについては、決して後倒しになることのないよう、より明確化すべきであり、一刻も早くホームシェアを実現させるべきである。

以上